平成２６年（フ）第５４２号
名古屋市北区清水２丁目10番５号
破産者　株式会社クッチーナマンマ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2832番地の１
破産者　佐久間青果株式会社
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１１号
千葉県館山市上野原94番地の20
破産者　滝　　輝夫
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１２号
千葉県館山市上野原94番地の20
破産者　滝　　槙子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第９２号
相模原市中央区共和１丁目３番49―502号
破産者　有限会社コムレッドファイブ
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２１２号
大阪市淀川区十三東１丁目16番９号
破産者　株式会社風月荘
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２３号
福岡市博多区博多駅前２丁目15番５号駅前二丁目ビル６Ｆ
破産者　エイチプランニング株式会社
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８５号
福岡市博多区井相田１丁目７番15号
破産者　株式会社ジープラス
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８６号
福岡市博多区井相田３丁目４番16―105号
破産者　有限会社中九州ディーエフサービス
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９１号
東京都八王子市散田町２丁目12番８号
破産者　株式会社山梨電業社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９３号
東京都八王子市小比企町834番地ホシナレジデンス102号
破産者　佐藤美智子
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１８号
東京都三鷹市下連雀８丁目６番15号浅野ビル402
破産者　長谷川孝治
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８１号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目35番52号レオパレスＮｏｎｏ205、破産手続開始決定時の住所東京都福生市南田園２丁目７番地福生団地６―109
破産者　伊藤　英明
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０５３号
川崎市幸区小向仲野町８番１―701川崎多摩川ファインフィールズ
破産者　シャイニングワークス有限会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２６号
横浜市鶴見区東寺尾東台13番６号
破産者　ケアブリッジ株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
富山県滑川市加島町2051番地４
破産者　有限会社水野久平商店
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
岐阜県恵那市大井町208番地の２
破産者　有限会社エース食品
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４９号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2250番地の５、従前の住所岐阜県多治見市田代町３丁目１番地の１　モアグレース多治見　201
破産者　アートブライトホームこと　柴田　正和
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４３号
滋賀県彦根市後三条町490番地の５
破産者　株式会社米倉建工
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７２号
滋賀県彦根市野田山町833番地の２
破産者　株式会社栗東ゴム工業
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第８５号
滋賀県彦根市平田町134番地１タウンビル２Ｄ
破産者　株式会社美創住空間
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部